

平成 2 3 年第 2 回定例会

森 町 議 会 会 議 録

4 月 会 議

平成23年第2回森町議会定例会4月会議会議録（第1日目）

平成23年4月28日（木曜日）

開会 午前10時00分

休会 午後 0時10分

場所 森町議会議事堂

○議事日程

臨時議長（年長議員）の紹介

開会宣言

- 1 仮議席の指定
- 2 会議録署名議員の指名
- 3 議長立候補者の所信表明
- 4 選挙第 1号 議長選挙
- 5 会期の決定
- 6 選挙第 2号 副議長選挙
- 7 議席の指定
- 8 選任第 1号 常任委員会委員の選任について
- 9 選任第 2号 議会運営委員会委員の選任について
- 10 特別委員会の設置について
- 11 選任第 3号 特別委員会委員の選任について
- 12 選挙第 3号 渡島廃棄物処理広域連合議会議員の選挙
- 13 議案第 1号 森町水道事業及び公共下水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 14 議案第 2号 平成23年度森町一般会計補正予算（第1号）
- 15 同意第 1号 教育委員会委員の任命について
- 16 同意第 2号 監査委員の選任について
- 17 同意第 3号 固定資産評価審査委員の選任について
- 18 同意第 4号 固定資産評価審査委員の選任について
- 19 同意第 5号 固定資産評価審査委員の選任について

追加日程

- 20 休会中の所管事務調査等の申し出について

○出席議員（16名）

議長 16番	野村 洋 君	副議長 1番	菊地 康博 君
	2番 山田 誠 君		3番 宮本 秀逸 君
	4番 松田 兼宗 君		5番 前本 幸政 君

6番	川村	寛君	7番	西村	豊君
8番	木村	俊広君	9番	堀合	哲哉君
10番	中村	良実君	11番	小杉	久美子君
12番	長岡	輝仁君	13番	三浦	浩三君
14番	東	秀憲君	15番	黒田	勝幸君

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町長	佐藤	克男君
副町長	増田	裕司君
総務課長	片野	滋君
総務課参事	佐々木	陽市郎君
出納室長	菊池	一夫君
防災交通課長	清水	雅信君
契約管理課長	竹浪	孝義君
企画振興課長	伊藤	昇君
税務課長	泉	一法君
収納管理課長	若松	幸弘君
保健福祉課長	佐藤	洋君
保健福祉課参事	木村	浩二君
住民生活課長	竹内	明君
環境課長	横内	仁司君
環境課参事	木村	哲二君
農林課長	山田	仁君
水産課長	島倉	秀俊君
商工労働観光課長	金谷	孝己君
建設課長	小井田	徹君
上下水道課長	石島	則幸君
教育長	磯辺	吉隆君
学校教育課長	芳賀	幸則君
社会教育課長	澤口	幸男君
体育課長	谷口	方規君
給食センター長	坂尻	正純君
生涯学習課長	中島	将尊君
さくらの園・園長	釣	隆吉君

病院事務長	成	田	研	造	君
消 防 長	山	田	春	一	君
消 防 署 長	松	川	眞	也	君
砂原支所長	輪	島	忠	徳	君
町民サービス課長	野	田	勝	正	君
保健対策課長	川	村	光	夫	君

○出席事務局職員

事 務 局 長	本	間	一	男	君
事 務 局 次 長	藤	田	司	志	君
庶 務 係 長	喜	田	和	子	君

○会議に付した事件

- 1 選挙第 1号 議長選挙
- 2 選挙第 2号 副議長選挙
- 3 議席の指定
- 4 選任第 1号 常任委員会委員の選任について
- 5 選任第 2号 議会運営委員会委員の選任について
- 6 特別委員会の設置について
- 7 選任第 3号 特別委員会委員の選任について
- 8 選挙第 3号 渡島廃棄物処理広域連合議会議員の選挙
- 9 議案第 1号 森町水道事業及び公共下水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 10 議案第 2号 平成23年度森町一般会計補正予算（第1号）
- 11 同意第 1号 教育委員会委員の任命について
- 12 同意第 2号 監査委員の選任について
- 13 同意第 3号 固定資産評価審査委員の選任について
- 14 同意第 4号 固定資産評価審査委員の選任について
- 15 同意第 5号 固定資産評価審査委員の選任について

開会 午前10時00分

◎臨時議長（年長議員）の紹介

○議会事務局長（本間一男君） 本4月会議は一般選挙後の初めての議会です。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなっています。年長の長岡輝仁議員をご紹介します。

長岡議員、議長席にお着き願います。

○臨時議長（長岡輝仁君） ただいま紹介されました長岡輝仁でございます。地方自治法第107条の規定により議長選挙が終わるまでの間、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

◎開会・開議の宣告

○臨時議長（長岡輝仁君） ただいまから平成23年第2回森町議会定例会4月会議を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第1 仮議席の指定

○臨時議長（長岡輝仁君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいまご着席の議席とします。

◎日程第2 会議録署名議員の指名

○臨時議長（長岡輝仁君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、臨時議長において、東秀憲君及び川村寛君を指名いたします。

◎日程第3 議長立候補者の所信表明

○臨時議長（長岡輝仁君） 日程第3、議長立候補者の所信表明を行います。

この所信表明は、森町議会の運営に関する基準39号の規定により実施するものであり、議会改革等調査特別委員会の審議において今後の議会活動の方向性をより明確にするとともに、議会の透明性をより進め、二元代表制の議会の責務を強く認識して開かれた議会を目的に行うものです。

それでは、議長に立候補される方は挙手をお願いします。

（立候補者挙手）

○臨時議長（長岡輝仁君） 2人おりますので、くじ棒により所信表明の順番を決めます。

くじ棒を引きますので、立候補者は係のほうまで移動をお願いします。

（抽せん）

○臨時議長（長岡輝仁君） 抽せんの結果、最初に中村良実議員、次に野村洋議員の順番で

行います。

最初に、中村議員、演壇から所信表明をお願いします。

○4番（中村良実君） 改めまして、皆さん、おはようございます。それでは、抽せんの結果、私が1番目ということですから、できるだけ簡潔に考え方を申し述べさせていただきます。

まず、地方議会、地方自治体は二元代表制、要するに執行権と議決権の関係です。二元制のもとでの機関対立型システムを採用し、両者に立方機能が付与されており、議会の立案、政策、法務能力の向上が不可欠である、このように私は考えてございます。それで、以下、箇条的にしてお話をさせていただきたいと思えます。

まず、1つ目です。森町の議会が定数が今回の選挙により16名になりました。これは、もう既に16名の方々が決定されておりますから、それに沿った中での議会構成がされていくであろうと、このように考えてございます。

2つ目です。町民の考え方、要求や声を町政に反映できる議会であるべきで、それはすべての議員が発言できる議会でもあります。非常に大事なことだと私思っております。人数が不足になるということ、これはより一層各議員の発言が求められる、考え方が求められる議会になってくるのかなと、このようにも考えておりますし、そうすることによって町民の代弁者であるという議員の責任感に燃えた議会になっていくのかなと、このようにも考えてございます。

3つ目として、行財政改革、議会改革のさらなる推進が必要であると考えてございます。次の議会からは、恐らくは町が考える行財政改革が提案されてくるであろう、このようにも考えてございます。そうしたときに議員が一同になり、一つの考え方、目的に向かって進んでいくことが要求されるであろう、私はこのようにも考えてございます。

それから、4つ目としては、議会と行政は対等な立場で常に対話し、お互いに理解し合い、行政を執行しなければならない、このように考えてございます。そうすることによって、私は現在の議会と行政との絡み合いがより明確になり、ともに解決の道へと進むのかなと、このようにも考えてございます。それらをどのようにして行政と議会との話し合いがされていくのか、そういう解決をしていかなければ不幸になるのは町民ですから、我々は少なからずとも町民の代弁者であるということ、町民の考え方を第一に考えながら、議会は進めていかなければならないであろう、このようにも考えてございます。

5つ目としては、議会は合議制であるということ。合議制ということは、聞くとすこぶる簡単なのですが、いざ実施に移すとなるとかなり難しさがあるのかなと、このようにも考えております。それを解決していくのには、行政との話し合い、その話し合いのもとでもって議員同士の調整等が必要になってくるのかなと、このようにもとらえてございます。いずれにしても、議会は、そして議員は町民の代弁者であるということを基本に据えたときに、私は議員16人が全員いかなる場所であろうとも口を開いていただいて、発言をしていかなければ我々の職務は終わらないと思えます。そうすることによって、今回選ばれた16名の価値観

というものが変わってくるのかなど。一方では、16人の合議制というものがそこで確立されてくるのかなど、このようにも考えてございます。

そうしたことから、私はあえて5つの箇条的にして申し上げました。私の考え方の一端を述べました。各議員のご理解とご協力をお願いを申し上げ、ごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○臨時議長（長岡輝仁君） 次に、野村洋議員、演壇から所信表明をお願いいたします。

○12番（野村 洋君） おはようございます。所信の表明のごあいさつをさせていただきますと思います。

まずもって町民の皆様の大変熱い期待を受けまして、このたびご当選された議員の皆さんには本当におめでとうございました。そして、森町のすばらしい未来のために、どうか森町が安居乐业であることを願ってごあいさつをしたいと思います。

今年は、100年に1度という大変な大震災、災害が起きました。そういう影響ですべての面で異変が感じ取られておりますけれども、当町におきましても海のほうで大変な甚大な被害がありました。また、それぞれの影響で山のほうもまた被害がどのように及んでくるのか、その結果が大変心配されているところでございます。当町の議会におきましても一昨年から議会改革と、それから行財政改革と特別委員会を2つ立ち上げまして、いかに郷土を住みやすい活力ある町にするかということで取り組んでまいりました。そして、本年、今年から通年議会ということが本格的に実施されましたし、また町民との対話集会というものに重点を置きまして、いろいろと皆さん方の声を聴取することに力を入れてまいった次第でありますけれども、いよいよ森町のいろんな問題がございますけれども、町民の声をいかに反映させていけるかという大事な大事な時期を迎えたものと考えております。しっかりと町民のニーズをとらえて町政に反映させていかなければならない、そういう大事な大事な時期だと思っておるわけでありまして、住民の信頼度を高めるためにも議員全員が一丸となりまして、議員に与えられました権能を十分に発揮しながら、二元代表制のもとに一生懸命誠心誠意頑張っていかなければならない、そのように思っているわけでありまして、具体的には、常任委員会におきまして政策立案機能、これをまた十分に拡充しまして、今までの特別委員会を引き続き設置して町民の皆さんの声をいかに行政に反映させるかということに対応していこうと思っております。したがって、議員皆様方のお力添えを切にお願いをしたいと思います。

今年から定数が22名から今回の選挙では16名に減じられました。福祉や住民サービスに低下を招かないように、皆様方の協力のもと、民主的に、かつスピーディーに全力で取り組んでまいり覚悟しております。議員皆様には、特段のご指導とご鞭撻をお願い申し上げまして、所信の表明のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○臨時議長（長岡輝仁君） 議員の皆様へ申し上げます。

ただいま行いました議長立候補者の所信表明は、地方自治法で規定している議長選挙の方法を変更するものではありません。立候補の所信表明にかかわらず、全議員がそれぞれ選挙

権、被選挙権を有しているものでございますので、ご承知をお願いします。
以上で議長立候補者の所信表明を終わります。

◎日程第4 選挙第1号

○臨時議長（長岡輝仁君） 日程第4、選挙第1号 議長選挙を行います。
選挙は投票で行います。
議場の出入り口を閉めます。

（議場閉鎖）

○臨時議長（長岡輝仁君） ただいまの出席議員数は16名であります。
次に、立会人を指名します。
会議規則第32条第2項の規定により、立会人に菊地康博君及び木村俊広君を指名します。
投票用紙を配ります。

（投票用紙配付）

○臨時議長（長岡輝仁君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。
（「なし」の声多数あり）

○臨時議長（長岡輝仁君） 配付漏れなしと認めます。
投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○臨時議長（長岡輝仁君） 異状なしと認めます。
念のため申し上げます。投票は、単記無記名でございます。
投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。
点呼を命じます。
事務局長が仮議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

（投票）

○臨時議長（長岡輝仁君） 投票漏れはありませんか。
（「なし」の声多数あり）

○臨時議長（長岡輝仁君） 投票漏れなしと認めます。
投票を終わります。
開票を行います。
菊地康博君、木村俊広君、開票の立ち会いをお願いします。

（開票）

○臨時議長（長岡輝仁君） 選挙の結果を報告します。
投票総数16票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。
そのうち有効投票16票、無効投票ゼロです。
有効投票のうち、野村洋君14票、中村良実君2票。
以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。したがって、野村洋君が議長に当選されました。議場の出入り口を開きます。

(議場開鎖)

○臨時議長(長岡輝仁君) ただいま議長に当選されました野村洋君が議場にいらっしゃいます。会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

議長に当選されました野村洋君から発言を求められておりますので、これを許します。

○議長(野村 洋君) ただいまご信任をいただきまして、その任の重さに大変深く感じ入っておるところでございます。先ほども申し上げましたけれども、大変厳しい町内の世情がでございます。その中でいかに我々議員が二代表制のもとに一致団結してその住民ニーズにこたえるように一生懸命頑張らなければならないと思っておりますし、その一端を力不足ではございますけれども、一生懸命頑張らせていただきます。どうか議員皆さん方の温かいご指導とご鞭撻をお願い申し上げまして、ごあいさつにかえたいと思います。ありがとうございました。

○臨時議長(長岡輝仁君) これで臨時議長の職務は全部終了しました。ご協力ありがとうございました。

野村洋議長、議長席にお着き願います。

(臨時議長、議長と交代)

◎日程第5 会期の決定

○議長(野村 洋君) 日程第5、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本第2回定例会の会期は、本日から12月31日までの248日間としたいと思っております。あわせて本日の4月会議の審議日程を本日1日といたします。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

よって、第2回定例会の会期を248日間、4月会議の審議日程を本日1日と決定しました。

◎日程第6 選挙第2号

○議長(野村 洋君) 日程第6、選挙第2号 副議長選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

(議場閉鎖)

○議長(野村 洋君) ただいまの出席議員数は16名であります。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に菊地康博君及び木村俊広君を指名します。

投票用紙を配ります。

(投票用紙配付)

○議長(野村 洋君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長(野村 洋君) 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名でございます。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

点呼を命じます。

事務局長が仮議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

(投票)

○議長(野村 洋君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

菊地康博君、木村俊広君の開票の立ち会いをお願いします。

(開票)

○議長(野村 洋君) 選挙の結果を報告します。

投票総数16票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち有効投票15票、無効投票1票です。

有効投票のうち、菊地康博君14票、黒田勝幸君1票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。したがって、菊地康博君が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

(議場開鎖)

○議長(野村 洋君) ただいま副議長に当選されました菊地康博君が議場にいらっしゃいます。会議規則第33条第2項の規定により、告知をします。

副議長に当選されました菊地康博君から発言を求められておりますので、これを許します。

○副議長(菊地康博君) ただいまご推挙いただきました。心より感謝申し上げます。浅学非才ではございますが、パイプ役となり、調整役となりながら、黒子にも徹しながら頑張っていきたいと、そのように考えておりますので、皆様方のご協力、ご指導のほどよろしくお願いたします。ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時45分

再開 午前10時51分

○議長（野村 洋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第7 議席の指定

○議長（野村 洋君） 日程第7、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により議長において指定します。

議席番号と氏名を事務局長より朗読させます。

○議会事務局長（本間一男君） 1番、菊地議員、2番、山田議員、3番、宮本議員、4番、松田議員、5番、前本議員、6番、川村議員、7番、西村議員、8番、木村議員、9番、堀合議員、10番、中村議員、11番、小杉議員、12番、長岡議員、13番、三浦議員、14番、東議員、15番、黒田議員、16番、野村議員です。

以上です。

○議長（野村 洋君） ただいま朗読したとおり議席を指定します。議席が決まりましたので、それぞれただいまの指定の議席にお着き願います。

暫時休憩します。

休憩 午前10時53分

再開 午前10時54分

○議長（野村 洋君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎日程第8 選任第1号

○議長（野村 洋君） 日程第8、選任第1号 常任委員会委員の選任についてを行います。

暫時休憩します。

休憩 午前10時55分

再開 午前10時59分

○議長（野村 洋君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

お諮りします。森町議会委員会条例第6条第1項の規定により、常任委員の指名を行います。

各常任委員の氏名を事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（本間一男君） 総務経済常任委員の8名は、野村議員、黒田議員、三浦議

員、宮本議員、東議員、前本議員、木村議員、山田議員。民生文教常任委員8名は、堀合議員、菊地議員、長岡議員、中村議員、川村議員、小杉議員、松田議員、西村議員。広報広聴常任委員15名は、委員会条例により定数は15名となっております。議長を除く15名の議員で構成するものです。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） ただいま朗読したとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しましたとおり各常任委員に選任することにいたしました。暫時休憩いたします。

休憩 午前11時01分

（議長、副議長と交代）

再開 午前11時02分

○副議長（菊地康博君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎議長の常任委員辞任について

○副議長（菊地康博君） 議長の常任委員辞任についてを議題といたします。

総務経済常任委員に選任されました議長から常任委員を辞任したい旨の申し出があります。

議長はその職責上、どの委員会にも出席する権限を有しているほか、可否同数の際における裁決権など議長固有の権限を考慮するとき、一個の委員会に委員として所属することは適当ではなく、また行政実例でも議長については辞任を認めているところでありますので、総務経済常任委員を辞任したいとするものです。

辞任について許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○副議長（菊地康博君） 異議なしと認めます。

したがって、議長の総務経済常任委員の辞任については許可することに決定いたしました。暫時休憩いたします。

休憩 午前11時03分

（副議長、議長と交代）

再開 午前11時04分

○議長（野村 洋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。
暫時休憩します。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時19分

○議長（野村 洋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

諸般の報告を行います。休憩中に各常任委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元に参りましたので、報告いたします。

総務経済常任委員会委員長に東秀憲君、副委員長に前本幸政君、民生文教常任委員会委員長に川村寛君、副委員長に西村豊君を、広報広聴常任委員会委員長に小杉久美子君、副委員長に松田兼宗君、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

◎日程第9 選任第2号

○議長（野村 洋君） 日程第9、選任第2号 議会運営委員会委員の選任についてを行います。

お諮りします。森町議会委員会条例第6条第1項の規定により、議会運営委員の指名を行います。

委員の氏名を事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（本間一男君） 議会運営委員につきましては7名でございます。7名は、黒田議員、三浦議員、堀合議員、松田議員、中村議員、山田議員、菊地副議長であります。

○議長（野村 洋君） ただいま朗読したとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しましたとおり議会運営委員に選任することに決定しました。
暫時休憩いたします。

休憩 午前11時21分

再開 午前11時25分

○議長（野村 洋君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

休憩中に議会運営委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に参りましたので、報告します。

議会運営委員会委員長に堀合哲哉君、副委員長に三浦浩三君、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

◎日程第10 特別委員会の設置について

○議長（野村 洋君） 日程第10、特別委員会の設置についてを行います。

お諮りします。議会改革に関する調査研究並びに行財政改革に関する調査研究について審査するため、それぞれ15名の委員をもって構成する森町議会改革等に関する調査特別委員会と森町議会行財政改革等に関する調査特別委員会を設置し、これに付託して審査終了まで休会中も継続審査できるものにしたしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

2つの特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎日程第11 選任第3号

○議長（野村 洋君） 日程第11、選任第3号 特別委員会委員の選任についてを行います。

お諮りします。ただいま設置されました森町議会改革等に関する調査特別委員会と森町議会行財政改革等に関する調査特別委員会の選任については、森町議会委員会条例第6条第1項の規定により指名を行います。

委員の氏名を事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（本間一男君） 森町議会改革等に関する調査特別委員会と森町議会行財政改革等に関する調査特別委員会の委員につきましては、それぞれに議長を除く15名の議員を指名し、構成されることとなりました。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） ただいま朗読したとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しましたとおり森町議会改革等に関する調査特別委員会と森町議会行財政改革等に関する調査特別委員会に選任することに決定しました。

委員長及び副委員長の選任を求めます。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時27分

再開 午前11時33分

○議長（野村 洋君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

休憩中に各特別委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に参りましたので、報告します。

森町議会改革等に関する調査特別委員会の委員長に菊地康博君、副委員長に東議員、川村議員、小杉議員、堀合議員、4名です。続いて森町議会行財政改革等に関する調査特別委員会の委員長に菊地康博君、副委員長に東議員、川村議員、小杉議員、堀合議員、以上のとおり互選されました旨の報告がありました。

◎日程第12 選挙第3号

○議長（野村 洋君） 日程第12、選挙第3号 渡島廃棄物処理広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定しました。

渡島廃棄物処理広域連合議会議員に西村豊君、木村俊広君を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました西村豊君、木村俊広君を渡島廃棄物処理広域連合議会議員の当選人とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました西村豊君、木村俊広君は渡島廃棄物処理広域連合議会議員に当選されました。

ただいま渡島廃棄物処理広域連合議会議員に当選されました西村豊君、木村俊広君が議場にいらっしゃいますので、会議規則第33条第2項の規定により、告知します。

◎日程第13 議案第1号

○議長（野村 洋君） 日程第13、議案第1号 森町水道事業及び公共下水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○上下水道課長（石島則幸君） それでは、議案第1号 森町水道事業及び公共下水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

裏面をお開きいただきたいと思います。あわせて資料1の新旧対照表と2ページ目の事業計画図をご参照いただきたいと思います。

提案理由でございますが、本案は公共下水道事業の全体計画の見直し並びに事業認可変更に伴う条例改正でございます。

規定の処理区域に都市計画決定されていた地方港湾森港東港地区3.4ヘクタールを新たに加え、処理面積として第2条第3項第3号中の609ヘクタールを612.4ヘクタールに、人口として同項第4号中の1万4,860人を1万900人に、1日最大処理水量として同項第5号中の7,446立方メートルを3,631立方メートルに改めようとするものでございます。

施行日は、公布の日からとするものでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから議案第1号に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第13、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第2号

○議長（野村 洋君） 日程第14、議案第2号 平成23年度森町一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（片野 滋君） それでは、議案第2号についてご説明いたします。

本案は、平成23年度森町一般会計補正予算の第1回目となるものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,766万円を追加し、歳入歳出それぞれ88億9,300万8,000円にしようとするものでございます。

今回の補正の内容につきましては、主に東日本大震災対策経費を中心とした補正を計上しようとするものでございます。

以下、4ページからの事項別明細書によりご説明いたします。まず、歳入でございますが、款14国庫支出金、項2国庫補助金、目3衛生費国庫補助金、災害等廃棄物処理事業費補助金418万4,000円につきましては、今回の津波災害によるホタテ養殖施設廃棄資材の処理経費に対する国庫補助金でございます。

続いて、款15道支出金、項2道補助金、目4労働費補助金、緊急雇用創出推進事業補助金402万3,000円につきましては、追加交付となったものを計上しようとするものでございます。

款18繰入金、項1基金繰入金、目1基金繰入金2,945万3,000円につきましては、今回の補正の財源を財政調整基金に求めようとするものでございます。

続いて、6ページをお開き願います。歳出でございます。款2総務費、項1総務管理費、目11諸費、節26寄附金1,000万円につきましては、東日本大震災義援金として計上しようとするものでございます。

款3民生費、項2児童福祉費、目3保育所費、節11需用費48万3,000円の補正につきましては、鷲の木保育所集合煙突が破損し、危険な状況となりましたので、修繕料を計上しようとするものでございます。

項3災害救助費、目1災害救助費451万9,000円の補正につきましては、このたびの東日本大震災に係る職員の派遣に要する経費、また被災者の受け入れによる支援経費等を計上しようとするものでございます。本件につきましては、資料ナンバー2番、3番を提出してございますので、ご参照願いたいと思います。

続いて、8ページをお開き願います。款4衛生費、項2清掃費、目1清掃総務費836万9,000円の補正につきましては、先ほど歳入でも触れましたが、今回の津波災害により発生したホタテ養殖施設廃棄資材の処理手数料、運搬手数料を計上しようとするものでございます。

款5労働費、項1労働諸費、目2緊急就労対策事業費402万8,000円につきましては、緊急雇用創出推進事業補助金の追加交付を受け、駒ヶ岳登山管理事業として1名、埋蔵文化財等保存整理事業として3名の雇用に係る経費を補正しようとするものでございます。資料ナンバー4を提出してございますので、ご参照いただきたいと思います。

款6農林水産業費、項3水産業費、目2水産業振興費、節14使用料及び賃借料790万3,000円の補正につきましては、ホタテ養殖施設復旧に要する土砂運搬経費を補正しようとするものでございます。

款10教育費、項2小学校費、目1学校管理費211万6,000円の補正につきましては、尾白内小学校非常放送設備が故障しておりますので、修繕料を計上しようとするものでございます。

以上、議案第2号 平成23年度森町一般会計補正予算の概要説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから議案第2号に対する質疑を行います。

○2番（山田 誠君） 総務費の諸費の関係でございますけれども、先般3月11日、東日本大震災または北海道でも森町が非常に多大な養殖施設が被害を受けたということでお見舞い申し上げたいと思います。この1,000万円、寄附の1,000万円についてはご了承いただけますけれども、以前に森町が大火または噴火等々でこれらの災害、岩手、宮城、福島の東北3県の方々から、特定の市町村から多大な支援を受けたということがあるのかなのか、もしあるとすれば今後これらの市町村に対して町長はどういうふうな対応をしていくか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○総務課長（片野 滋君） 大火、それから噴火というご質問でございましたが、恐らく噴火を想定しますれば昭和4年だと思います。私その段階でのこの東北3県から特定の市町

村からの寄附があったかということは、ちょっと確認してございません。また、大火におきましても昭和36年でしたか、これらについても大火史の本は載っておりますけれども、特定の市町村から多大な寄附をいただいたというのは私の記憶の中にはございません。

以上でございます。

○町長（佐藤克男君） 今総務課長から報告があったとおりでございます。もし調べてあるようであれば、それは何らかの形でお見舞いを申し上げなければいけないと、そのように思います。

以上であります。

○2番（山田 誠君） 今調べて確認したいということでございますけれども、相手の町村に失礼のないようなことで対応願いたいなど、そういうふうに思いますので、よろしく願います。

○15番（黒田勝幸君） 災害救助費でございますけれども、これ資料見ますといろいろ書いています。3ページです、資料の。これ実際に支援物資というものの内容を少し詳しく願います。

○防災交通課長（清水雅信君） 災害支援物資関係でございますけれども、災害支援物資としまして町内でまず受け付けて町民の方々からいただいた、そういう品目は、広報などのチラシなどで挟んでおりますけれども、改めてお知らせしますと、食料品、食料品はインスタントラーメンとかカップめん、それから粉ミルク、それから生活用品といたしましてトイレットペーパー、それからティッシュ、それから生理用品、紙おむつ、それから学用品としましてノート、それから筆記用具、それから消しゴム、それから本類、絵本など、そういうものを町内から支援物資といたしまして集めております。

以上です。

○15番（黒田勝幸君） 今話聞いていると、向こうに行って物をつくったりして食べさせたりするものでないですね。品物を届けるだけですよね。いわゆるこれ職員とか、ガソリンとか、フェリー代とかと、こういうものがかなりな金額になっているのです、この金額から見ると。そうすると、品物届けるだけであれば、何かこれ早い時期であれば日赤通せばただで行くのでなかったかい。これがそれ期限切れてしまったから、これ持っていくものか、それとも直接持っていかなければならない理由があるものか、その辺どうなっていますか。

○防災交通課長（清水雅信君） ただいまのご質問にお答えいたします。

支援物資の関係は、日赤さんのほうでは支援物資は扱っていないという状況でございます。ただ、支援物資につきましては北海道なりが支援物資を集めまして、それぞれ被災地に支援物資を送っていた等が現状でございます。その中で森町で支援物資を集めていたのは、北海道が支援物資の受け付けを行っていた期間でございます。ただ、その期間の中ですけれども、被災地のほうからもう支援物資はそろそろ要りませんよと。特に生活用品関係はもう十分ですというようなお答えがありまして、それに基づきましてそれぞれ支援物資関係が残ったという形になります。それを私どものほうで被災地のほうに再確認をいたしまして、被災地の

ります。20万円といえますのは、建物が全壊または流失した場合は1世帯に対して20万円、または半壊程度でありましたら1世帯に10万円、その他5万円ということを想定しております。今回被災された方が森町に来ている、避難されている方なのですが、現在女性の方1名、男性の方1名おります。女性の方は、高齢者の女性の方でありまして、親類に身を寄せている状況でございます。もう一名、男性につきましては現在知人のおうちで仕事についているという状況でございます。いずれにいたしましても、2名の方は永住ということではなくて、短期の滞在ということで考えているようでございます。

以上でございます。

○3番（宮本秀逸君） 2つ伺います。今見舞金5世帯に対して100万円、合わせて100万円を用意しておりますというお話でございましたので、それが行われるかどうか、ないにこしたことはないのでしょうか、こういったときは真剣にやっぱりお見舞いしてやらなければならないと思うのですが、こういった支援しましょうという発信はどのような形でなされているのかと。森町でこうやって受け入れやりますよという発信をどのような形でなされようとしているのか。これは、北海道を通じてやられるのか、あるいは総合振興局通してやられるのかわかりませんが、何がしかの形で手を挙げて、森町としてこういう受け入れ態勢やりますよということをおっしゃっているのかというのが1つと、それから衛生費の中でホタテの廃棄物の処理で830万円ですか、836万9,000円補正されましたけれども、これ組合からの要請額でございますか、それとも町で考えられた金額でございますか。その2点とりあえずお願いします。

○住民生活課長（竹内 明君） 被災者に対します見舞金等物資の支援の発信につきましては、今後ホームページまたは広報等で周知していきたいと思っております。

以上でございます。

○水産課長（島倉秀俊君） 今回の災害の廃棄物の関係でございますけれども、組合のほうからの要請ではなくて、町独自の国の事業、災害等廃棄物処理事業にのっとった事業をしようとするものでございます。

以上です。

○3番（宮本秀逸君） それでは、組合側からどのくらいの要請金額があるのか、今の段階でわかっておりましたら、参考までにお聞かせください。

それと、先ほどの発信するときの、これは非常に難しい問題というか、課題が多かろうと思うのです。実際に避難なさっている被災者の方にどうやって気持ちを届けるかということには本当にこれ難しいことだと思うのですが、今ホームページというお話がございましたけれども、これも被災者の方に伝わるかどうか、現実としてはわからないと思うのです。役場自体がないような状況のところだっている状況ですから、非常に難しいと思いますけれども、何がしかの形でアピールができると言ったらちょっと言葉に語弊があるかもしれませんが、やっぱりこれはやっていただきたいというのが1つと。といえますのは、農業委員会の席でも積極的に農業従事者を受け入れたらどうかみたいな意見が多く出るのです。民間、

町民としてはやっぱり受け入れたいみたいな気持ちがあるわけですので、森町としても難しいのは重々承知でございますけれども、何がしかの形でそういったアピールをやっていただけないかというような気持ちがあります。その2点お願いします。

○水産課長（島倉秀俊君） お答えいたします。

組合からの要請につきましては、個々に町に対する要請といいますより、できれば国のほうに全額漁業者の負担のないような対策をとってほしいという、そういう要請でございます。廃棄物の処理の対策ももちろんそうですけれども、復旧にかかりました土俵、それ等につきまして、あとロープ、かごにつきましてもできるだけ全額見てほしいというのが、そういう要望はございました。

以上です。

○住民生活課長（竹内 明君） 先ほどホームページまたは広報等で周知するというようなことを説明いたしましたけれども、今後利用できる報道媒体、またはさまざまな発信方法を模索いたしまして検討して、より多くの東北地方の方々にも知り得ることを発信していきたいなと思っております。

以上です。

○議長（野村 洋君） ほかにございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第14、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 0時01分

○議長（野村 洋君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第15 同意第1号

○議長（野村 洋君） 日程第15、同意第1号 教育委員会委員の任命について同意を求める件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○町長（佐藤克男君） ただいま議題となりました同意第1号 教育委員会委員の任命についてご説明申し上げます。

現在委員を務めていただいております三輪雅子氏は、本年5月9日をもって任期満了となりますので、その後任委員を任命するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき議会の意見を求めるものであります。

後任人事につきましては、三輪雅子氏を引き続き任命したいと思いますので、よろしくご審議のほどをお願いいたします。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） これから同意第1号に対する質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから同意第1号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第15、同意第1号は、原案のとおり同意することに決定しました。

◎日程第16 同意第2号

○議長（野村 洋君） 日程第16、同意第2号 監査委員の選任についてを議題とします。

長岡輝仁議員は、地方自治法第117条の規定により除斥の対象となります。退場を求めます。

（12番 長岡輝仁君 退場）

○議長（野村 洋君） 同意第2号について提案理由の説明を求めます。

○町長（佐藤克男君） 同意第2号。ただいま議題となりました同意第2号 監査委員の選任についてご説明申し上げます。

地方自治法第197条において監査委員の任期は議員のうちから選任される者にあつては議員の任期によると定められており、このたびの森町議会議員の改選に伴い後任委員を選任するに当たり、同法第196条第1項の規定に基づき議会の同意を求めるものであります。

後任人事につきましては、長岡輝仁氏を選任したいと思いますので、よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（野村 洋君） 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。
討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。
これから同意第2号 監査委員の選任について採決します。
本案について同意することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（野村 洋君） 起立多数です。
日程第16、同意第2号については、同意することに決定しました。

（12番 長岡輝仁君 入場）

◎日程第17 同意第3号

○議長（野村 洋君） 日程第17、同意第3号 固定資産評価審査委員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（佐藤克男君） 同意第3号。ただいま議題となりました同意第3号 固定資産評価審査委員の選任についてご説明申し上げます。

現在委員を務めていただいております坂本藤吉氏は、本年5月8日をもって任期満了となりますので、その後任委員を任命するに当たり、地方税法第423条第3項の規定に基づき議会の意見を求めるものであります。

後任人事につきましては、坂本藤吉氏を引き続き選任したいと思っておりますので、よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。
討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。
これから同意第3号を採決いたします。
お諮りします。本案は、原案のとおりこれに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。
日程第17、同意第3号、原案のとおり同意を求める件は同意することに決定いたしました。

◎日程第18 同意第4号

○議長（野村 洋君） 日程第18、同意第4号 固定資産評価審査委員の選任についてを議

題といたします。

提案者の説明を求めます。

○町長（佐藤克男君） ただいま議題となりました同意第4号 固定資産評価審査委員の選任についてご説明申し上げます。

現在委員を務めていただいております松山高治氏につきましても本年5月8日をもって任期満了となりますので、その後任委員を任命するに当たり、議会の意見を求めるものであります。

後任人事につきましては、先ほどと同様、松山高治氏を引き続き選任したいと思っておりますので、よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから同意第4号を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおりこれに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第18、同意第4号、原案のとおり同意を求める件は同意することに決定いたしました。

◎日程第19 同意第5号

○議長（野村 洋君） 日程第19、同意第5号 固定資産評価審査委員の選任についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

○町長（佐藤克男君） ただいま議題となりました同意第5号 固定資産評価審査委員の選任についてご説明申し上げます。

現在委員を務めていただいている小長井朗氏につきましても本年5月8日をもって任期満了となりますので、その後任委員を任命するに当たり、議会の意見を求めるものであります。

後任人事につきましては、他の委員と同様、小長井朗氏を引き続き選任したいと思っておりますので、よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 討論を終わります。

これから同意第5号を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおりこれに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

日程第19、同意第5号、原案のとおり同意を求める件は同意することに決定いたしました。

◎議事日程の追加

○議長(野村 洋君) お諮りします。

ただいま議会運営委員会委員長より休会中の所管事務調査等についての申し出がありました。これを日程に追加し、日程第20として議題にしたいと思えます。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

休会中の所管事務調査等の申し出についてを日程に追加し、日程第20として議題とすることに決定しました。

◎日程第20 休会中の所管事務調査等の申し出について

○議長(野村 洋君) 日程第20、休会中の所管事務調査等の申し出についてを議題とします。

議会運営委員長から目下委員会において調査中の事件について、会議規則第75条の規定によってお手元に配りました申請書のとおり休会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり休会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

委員長から申し出のとおり休会中の継続調査とすることに決定しました。

◎休会の宣告

○議長(野村 洋君) これをもちまして今定例会4月会議に付議されました案件の審議はすべて終了しました。

会議を閉じます。

平成23年第2回森町議会定例会4月会議を終了いたします。

休会 午後 0時10分

以上会議の顛末を記載し、その誤りのないことを証するため、
ここに署名する。

平成23年4月28日

森町議会臨時議長

森町議会議長

森町議会副議長

森町議会議員

森町議会議員